

スッキリとしたよかったです講演でした！

「建国記念の日」に反対し、日本の今と未来を考える集い

飯田清久



質問に答える山崎さん

民の心を踏みにじるもの」「日本の名誉を傷つける」と映り、産経新聞が展開する「歴史戦」と同様に、事実かどうかは関係なく日本への攻撃と理解する行動だと鋭く分析

高知県平和委員会、高知県平和運動センターなど、広範な団体で構成する実行委員会が企画した今年の2・11集会。「息を吹き返す大日本帝国の精神」をテーマとした戦史・紛争史研究家の山崎雅弘さんの講演に200名が参加しました。

講演は冒頭、「あいちトリエンナーレ事件」における河村市長の言動を分析。本来、「戦時性暴力」廃絶を意図した「少女像」等の展示が、「大日本帝国の精神」の精神を継承する彼らには「日本国

最後に、それら「大日本帝国の精神」の中核をなす伊勢神宮・神社本庁、神道政治連盟国会議員懇談会、日本会議など安倍政権を支える勢力が、「大日本帝国の精神」を継承し公然と「憲法改正」賛同署名運動を行っている問題点を厳しく批判。

「大日本帝国の精神」に依拠する人々の特徴である、歴史的事実より自分の主観を優先させる思考、自分たちの導きたい結論を先行させて都合のいい話しかしないトリックは、国会における安倍首相そのものであることがあらためて浮き彫りになりました。

そもそも大日本帝国憲法は、1945年の敗戦によって消滅した代物です。一方、日本国憲法は今年74年目を迎え、主権在民、人権の尊重、平和主義の諸原則は国民生活の中に根を下ろし、ますますその重要性を増しています。戦前帰郷の風潮を許さない！憲法改憲を許さない！その決意を新たにしました集会でした。

とに対して、憲法の3権分立の理念に基づき、審判を下すべき司法の責任を放棄した判決に、腹の底から怒りが湧いてきます。地裁に提訴して以来、救済の道を切り拓く希望を共有する間もなく、原告の元船員5名と遺族1名を失い悔やまれます。

原告回と支援する会は、引き続き国への責任を追及するところを確認したうえで、今後80年前の被災の事実を隠し続けてきた国の責任を立証する証拠立てに時間を要し、その時間的猶予がこれ以上許されないこと、さらには最高裁が政権寄りに救済の道を断つ判決を出す可能性があることなどを考えて、以下の判断をしました。

①上告はしない。ただし救済の道を拓く取り組みをやめるのではなく、国賠訴訟から船員保険法による労災保険適用の裁判に切り替える。

②全国健康保険協会船員保健部が労災申請を不承認としたことに対して、2020年3月までの提訴期限内に、高知地裁で提訴の手続きを行う。

③これからの取り組み
2月11日にビキニ労災訴訟

を支援する会準備会が満足しました。これからのビキニ核被災救済のためには、高知地裁と高松高裁が判決で、第五福丸船員以外のマダロ船などの船員の被ばくを認めた上で、救済の道を示唆していることを労災訴訟のたまたかに活かして、一日も早い救済を実現していくことです。準備会が確認されたことは以下の点です。

①ビキニ労災訴訟を支援する会として発足する。

②全国健康保険協会船員保健部に対して、「労災申請を不承認とした処分」の取り消しを求めて、高知地裁に提訴する。

③原告は厚労省社会保障審査会に再審査請求を行い、却下された本島の10名の中で承諾を得た9人で手続きをすすめる。

④後から労災申請した3名は現在、関東信越厚生局に審査請求中であり、その結果を踏まえた上で、提訴の手続きをすすめる。

⑤8人の弁護士を編成して対応していく。

⑥提訴の日は3月30日とする。この日に、結成総会を行う。

一年の始まりをみんなで楽しく
高退協 初歩き・新春懇親会
米満敏孝



さあ出発 筆山登山口



四ヶ峰 登山口



新春懇親会 三環園



ビキニ核被災者の救済を求めて



橋元陽一

2019年12月12日 高松高裁判決の日

安倍9条改憲NO!
「改憲発議に反対する全国緊急署名」スタート
安倍9条改憲NO! 全国市民アクション実行委員会では、今まで取り組んできた3000万署名運動で培ってきた草の根の力をいかに、「安倍首相の下での改憲は反対だ」という全国の市民の圧倒的声、国会内の立憲野党すべての一致点を、大きな力に変え、世論を強め、安倍首相による改憲の企てを阻止するため、新たに全国緊急署名運動をスタートさせました。みなさんのご協力をお願いします。

高松判決主文の経過
2016年5月9日高知地裁に提訴したビキニ核被災者賠償請求訴訟は、ビキニ事件の真相を究明し、長年原因がわからず、苦しみながら病気に向かい合い必死に生きてきた元兼組員と遺族の方に対して、被災事実を隠し続け、救済に向けて何もしてこなかった国の責任を明らかにするたためでした。

高知地裁は2018年7月20日、「20年の除斥期間を過ぎていて」「国が意図的に隠すことはいない」として、国に法的な責任はないとの判決を下しました。これを不服として29名の原告回を再編して高松高裁に控訴しました。

高松判決結果を受けて
2019年12月12日の高松判決は、「国が意図的に隠し続けた証拠がない」「現行法律で被災者の調査や救済の義務も課せられていない」として、原告の訴えを再び棄却しました。

日本政府がアメリカ政府との間で「ビキニ事件で第五福丸丸以外に被災者はいない」として政治的決着を図ったこ